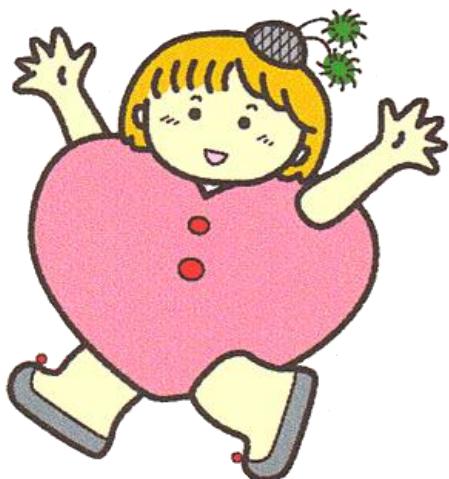


ふれあい・
いきいきサロンを
はじめませんか

ふれあい・いきいきサロン推進事業のご案内



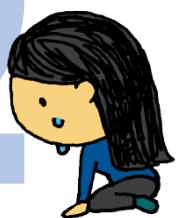
社会福祉法人稻城市社会福祉協議会 地域福祉係
稻城市百村7 稲城市福祉センター
☎ 042-378-3800 FAX 042-378-4999
E-mail : vc@inagishakyo.org

1 「ふれあい・いきいきサロン」とは

「ふれあい・いきいきサロン」とは、地域の中で誰もが気軽に集まることができる場をつくり、仲間づくりや交流によって、人と人を結ぶふれあいの場として、地域の皆さんが運営するサロンです。



一人暮らしになっちゃったから、一日だまってて。これだと、しゃべれなくなっちゃうかもしれない。



一人で子育てしていると、いろいろと悩みが多くて。同じようなママとか育児の先輩とおしゃべりして、ほっとしたいなあ。



会社を退職したから、これからは住んでる地域にデビューしたいんだけど、どうしたらいいのかな。



ボランティア活動をしたいんだけど、家の近所でできることはできないのかな。



災害が起きたときに、ご近所さんと顔なじみになっておけば、ちょっと安心なんだけどなあ。



引っ越してきたばかりだから、稻城のことが全然わからなくて困ってるのよね。友達もいないし。

このような方たちのために

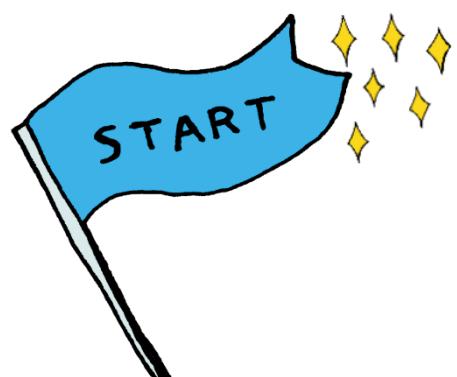
行うのが、「ふれあい・いきいきサロン」活動です。

当協議会が支援する「ふれあい・いきいきサロン」の主な要件

- 地域の高齢者、障害者、子育て中の親等、地域住民に広く参加を呼びかける活動であること
- 稲城市内で定期的継続的（月1回以上）に、誰でも来ることができる地域の集会所、個人宅などの会場を確保して行う活動であること
- 営利活動、政治活動、宗教活動及び特定の趣味活動を目的としない活動であること
- 参加者から実費の範囲以上の費用を徴収しない活動であること
- 3人以上のスタッフから構成され、代表者が選出されている法人格のないグループであること
- 原則主催者及び参加者が稻城市民であり、他の当協議会に登録されたサロンとスタッフが半数以上重複しないこと

当協議会は、上記のような「ふれあい・いきいきサロン」に対して次の支援を行います。

- 「ふれあい・いきいきサロン」を立上げるときの相談支援
- 当協議会に登録されたサロンへの支援
 - ・サロンの運営に関する相談
 - ・活動情報の提供
 - ・広報活動
 - ・サロン同士の交流会等の実施
 - ・サロン参加者の傷害保険への加入
(週1回、1回30人を上限とします。)
 - ・運営に必要な活動費等の助成
(ただし、予算額に上限があります。)
 - ・登録サロンであることを示す旗の貸与
 - ・その他、必要と認められる支援



2 新型コロナウイルス感染症下でのサロン活動について

例えば、顔を見たり、お話しをすることはオンラインでも可能です。でも、オンラインが難しい方もいらっしゃいます。感染予防対策をしっかり行いながら、次のことに留意してサロン活動を始めましょう。

○ 目的の確認、運営方法の工夫

- ・これを機に、グループの目的や目標をもう一度確認しましょう。
- ・感染の拡大前はできたことも、難しいかもしれません。目的に沿って柔軟に考えましょう。
- ・無理せず、感染の拡大状況に応じて、できることをやっていきましょう。初回は打ち合わせのみでもよいかもしれません。段階的に開始しましょう。

○ 参加者の意志の尊重

- ・参加者の意向を大切にしましょう。慎重に考える人、積極的に考える人と考え方はそれぞれです。参加者の感染や身体の衰えに関する不安を共有することが大切です。
- ・みんなで守ろうと決めたルールは、掲示しておきましょう。
- ・リーダーが背負い過ぎないようになります。例えば消毒や換気等の役割は分担して、参加者全員で協力しましょう。



○ 他グループとの連携

- ・他のグループの活動の様子を調べてみましょう。よいアイディアを参考にしたり、自分たちのアイディアを紹介してみましょう。
- ・開始できない場合には、急がず、他のグループに参加してみるのも一つの方法です。

○ 地域の理解

- ・感染の拡大を心配する一部の地域住民が、活動の開始を快く思わないかもしれません。
- ・そのような方がいたら、開始にあたっては、マスクの着用や消毒等を行っていることを説明することも大切です。

参考：「休止していた高齢者の交流の場、活動の場の再開に向けた手引き」（稻城市高齢福祉課）令和2年6月11日

3 サロン開所時に必要な新型コロナウィルス感染症拡大防止対策

○ 参加者の健康管理

- ・参加者は検温し、37.5度または平熱より1℃以上高い場合や体調不良の方は参加しないこととしましょう。また、検温結果や体調などは参加者名簿とともに記録しましょう。

○ 衛生的な会場の確保

- ・複数の人が触れる場所や物はアルコール等で消毒しましょう。
- ・参加者は手洗いや消毒を徹底しましょう。
- ・一時間に2回以上の換気をしてください。
- ・参加者同士の間隔は、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上空けましょう。場合によってはグループ分けをして参加者数を制限するのもよいでしょう。



- ・鼻水や唾液がついているゴミは各自で持ち帰りましょう。

○ 運営方法の工夫

- ・リーダーが大声を出さないよう、号令や指示等はあらかじめボードに書いて用意するなどしましょう。
- ・会話する際にはマスク着用の上、正面を避け、距離を保ちましょう。

○ 熱中症の予防

- ・過度な運動は控え、マスクを着用しながらできる内容にしましょう。
- ・屋外で人と十分な距離（2m以上）を確保できる場合はマスクを外し、熱中症を予防しましょう。

○ 飲食での工夫

- ・飲食プログラムは、どうしても飛沫感染や接触感染のリスクが高くなります。できるだけ飲食以外のプログラムを考えてみましょう。
- ・お菓子等を持ち寄って飲食することは避け、水筒は持参しましょう。
- ・やむをえず飲食する場合は、できるだけ短時間で飲食を済ませられるようにしましょう。

○ 歌、おしゃべりでの工夫

- ・マスクを着用しても、歌うプログラムは、どうしても飛沫感染のリスクが高くなります。できるだけ歌うこと以外のプログラムを考えてみましょう。
- ・おしゃべりを楽しむプログラムでは、マスク着用の上、離れて横並びに座る等により正面を避け、距離を保ちましょう。
- ・大声でのおしゃべりは慎みましょう。

○ その他

- ・囲碁や将棋、麻雀、トランプは、マスクを着用していても参加者同士が触れ合います。仕切り版等を使用した感染対策と都度の用具と手指の消毒ができない場合は控えましょう。

感染防止対策に関して、ご不明・ご不安な
点がありましたら、社会福祉協議会ボラン
ティアセンターにお問い合わせください。
電話 042-378-3800



4 サロン登録について

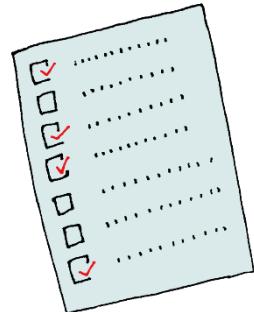
① 申請方法

「ふれあい・いきいきサロン登録申請書」に必要事項を記入し、スタッフ名簿（書式自由）を添付して提出してください。
このときに、**参加者の傷害保険の加入や、活動費の助成についても併せて申請してください。**

- ・申請受付開始日 令和3年5月6日（木）から

※ 書類に不備があった場合は受付けできません。

申請にあたっては、あらかじめ担当と時間を調整し、直接持参してください。



② 登録決定

事務局で受付け順に審査を行います。登録が適当と認められた場合は、登録決定通知書を送付します。その場合、参加者の傷害保険の加入や活動費の助成の決定内容についても併せて通知します。

登録が適当でないと認められた場合は、登録不決定通知書を送付します。

③ 支援の開始

- ・当協議会登録サロンであることを示す旗を貸与しますので、開催日には出入口などに掲示してください。この旗は、誰でも参加できることを示す大切なものですので、必ず掲示してください。
- ・参加者の傷害保険の加入が認められた場合は、登録決定通知書に記載した人数及び期間で、参加者の傷害保険に加入します。
- ・活動費助成が認められた場合は、指定口座に振込みます。助成金は、4月から3月までの年度内の経費に対して充当でき

ます。

- ・その他、当協議会が行う支援を受けることができます。

④ 歳末たすけあい運動への協力

ふれあい・いきいきサロン推進事業は、歳末たすけあい運動の一部を財源としていることから、募金活動への協力をお願いすることがあります。

⑤ 報告

サロン登録及び支援は年度ごとです。新年度になりましたら1か月以内に「ふれあい・いきいきサロン活動実績報告書」を提出してください。ただし、活動費の助成を受けていないサロンは、収支報告書を添付する必要はありません。

○ 次の場合はサロン登録を抹消することがあります。

- ・3ページの「当協議会が支援するふれあい・いきいきサロンのおもな要件」に反したとき
- ・法令または公序良俗に反したとき
- ・サロン代表者から辞退の申し出があったとき
- ・報告書が提出されないと
- ・その他、「ふれあい・いきいきサロン」として存続させることが適当でないと認められる事由が生じたとき

※ 各種様式は、当協議会ホームページからダウンロードできます。

5 「ふれあい・いきいきサロン」参加者の傷害保険について

○ 保険の対象者

ふれあい・いきいきサロンの参加者（スタッフ含む。）

ただし、週1回、1回につき30人を上限とします。1回の参加者が30人を超えるサロンは申し込むことができません。

○ 対象となる活動

登録申請書に記載された開催場所、
開催日時に行われる活動

○ 補償内容

- ・死亡、後遺障害 250万円
- ・入院日額 2,000円
- ・通院日額 1,000円



※ 稲城市の「通いの場支援補助金」を受けており、かつ介護予防体操のみをおこなっている団体は、保険加入申請を行うことはできません。

6 活動費の助成について

○ 内容

・スタート活動費助成

要件 申請の前年度に開始又は申請年度に開始もしくは開始を予定する登録サロン

金額 2万円

※ 助成は1回が限度です。

・活動費助成

要件、金額 月に1回以上活動する団体 2万円
週に1回以上活動する団体 5万円

※ 助成は5年が限度です。

○ 助成決定及び助成金の交付について

サロン登録申請受付順に審査を行い助成を決定します。助成決定額が当協議会の予算額を超えた場合は、その団体を含む以降の団体は不交付とします。

○ 助成決定の取消し及び助成金の返還について

次のいずれかに該当するときは、既に交付決定をした助成金の全部または一部を取消し、返還していただくことがあります。

- ・助成金を受けることについて不正な行為があったとき
- ・助成金を他の用途に使用したとき
- ・当該助成事業の実施を中止したとき
- ・サロン登録が取消しとなったとき
- ・助成金実績額が助成金申請額を下回ったとき

※ 稲城市の「通いの場支援補助金」を受けている団体は、活動費の助成を受けることができません。

7 問い合わせ・申込み先

社会福祉法人稻城市社会福祉協議会 地域福祉係
〒206-0804 稲城市百村7番地 稲城市福祉センター
電 話 042-378-3800 F A X 042-378-4999
Email vc@ingishakyo.org
ホームページ <http://inagishakyo.org>

